

## 第1回 岩手県環境審議会住宅宿泊事業特別部会 会議録 [要旨]

### 1 開催日時

平成31年2月8日（金）10：30～12：00

### 2 開催場所

いわて県民情報交流センター「アイーナ」8階804B会議室（盛岡市盛岡駅西通1丁目7-1）

### 3 出席者

#### 【委員（敬称略、50音順）】

生 田 弘 子

大 澤 長 嘉

笹 尾 俊 明 （特別部会長）

#### 【専門委員（敬称略、50音順）】

田 中 修

田 村 泰 俊

宮 井 久 男

#### 【事務局（岩手県環境生活部）】

##### ・ 環境生活企画室

副部長兼環境生活企画室長 高 橋 達 也

特命参事 小野寺 利 幸

##### ・ 県民くらしの安全課

技術参事兼

県民くらしの安全課総括課長 稲 森 久 展

生活衛生担当課長 吉 田 雅 則

主査 千 葉 英 之

### 4 議 事

#### (1) 岩手県環境審議会住宅宿泊事業特別部会会長の選任について

##### ○ 吉田生活衛生担当課長

それでは、ただいまから、次第4の「議事」に入らせていただきます。

本来であれば、特別部会長が議長を務めるところでございますが、特別部会長選任までの間、事務局におきまして進行させていただきます。

議事の「(1) 岩手県環境審議会住宅宿泊事業特別部会会長の選任について」です。

審議会条例第8条第4項において準用する第3条第1項の規定により、当特別部会に特別部会長を1名置くこととされており、その選任は委員の互選によることとなっています。

互選の方法について、委員の方から何か提案等ありますでしょうか。

- 宮井専門委員  
事務局案をお示し願います。

- 吉田生活衛生担当課長  
ただいま、特別部会長の選任について事務局案を求めのご提案がありましたが、他にご提案等はありませんでしょうか。

(「なし」の声)

- 吉田生活衛生担当課長  
それでは、事務局案といたしましては、特別部会長には笹尾俊明委員をお願いしたいと考えております。  
笹尾委員におかれては、岩手大学人文社会科学部教授として、環境政策に幅広く精通されていることから、特別部会長に就任をお願いしたいと考えておりますが、皆様ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

- 吉田生活衛生担当課長  
異議なしとのことですので、特別部会長は笹尾委員をお願いいたします。  
それでは、審議会条例第8条第4項において準用する第3条第2項の規定により、特別部会長は会議の議長となることとなっておりますので、笹尾特別部会長には、特別部会長席にお移りいただき、以後の進行は、笹尾特別部会長をお願いいたします。

## (2) 岩手県環境審議会住宅宿泊事業特別部会会長職務代理者の指名について

- 笹尾特別部会長  
特別部会長職務代理者の指名につきましては、審議会条例第8条第4項において準用する第3条第3項の規定により、特別部会長が指名することとなっております。  
職務代理者については、大澤委員をお願いしたいと思います。  
大澤委員よろしいでしょうか。

(大澤委員 承諾)

- 笹尾特別部会長  
それでは、特別部会長職務代理者は、大澤委員をお願いいたします。

## 5 報告

### (1) 岩手県環境審議会住宅宿泊事業特別部会の概要

- 笹尾特別部会長  
「(1) 岩手県環境審議会住宅宿泊事業特別部会の概要」について、事務局から説明願います。

(事務局：資料1-1、資料1-2及び資料1-3により説明)

○ 笹尾特別部会長

それでは先程の報告(1)について、何かご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。  
私から質問させていただきたいのですけれども、県内の住宅宿泊事業の現状として、31件届出が出されているとのことですが、届出が多い地域など、何か特徴がありますでしょうか。

○ 事務局

地域ごとの届出状況につきましては、一関市が7件ございます。続きまして八幡平市が6件。それから、遠野市、釜石市が3件ずつ、続いて盛岡市、平泉町、奥州市が2件ずつでございます。あとは、滝沢市、北上市、久慈市、花巻市、大槌町、雫石町が1件ずつでございます。  
地域的に見れば、一関市や八幡平市が多く、沿岸は少ないという特徴があります。

○ 笹尾特別部会長

分かりました。ありがとうございます。

○ 生田委員

県の条例が今施行されたばかりということで、現状として31件届出が出ているということですが、生活環境を乱すような、例えば、騒音であるとか、ごみ問題であるとか、そういうことはございましたか。

○ 事務局

民泊を実施している住宅のご近所の方から、騒音についての苦情がありましたので、苦情を寄せた方のお話を伺った上で、民泊事業者に対しては、民泊を行うにあたっては近所の方に騒音等で迷惑を掛けないように注意を行いました。  
そのケースについては、注意を行った後は特に苦情はありません。  
民泊に関して苦情があったのは、その1件だけです。

○ 生田委員

ありがとうございます。

今、青森の方で、韓国などからスキー客が100人、200人と押し寄せて来ているということですが、その宿泊に対する状況について、何か聞いていらっしゃるのかということが1点。  
それから、環境と観光と絡めて花巻空港に今、韓国、あるいは、台湾から観光客を呼んできているわけですが、スキーや温泉などを絡めて、これから宿泊をさせてあげるよという手が挙がる状況が考えられるのかどうか。何かつかんでいるところがあれば教えて欲しいと思います。

○ 事務局

県内の民泊については、個人の事業者が多いので、今のところは韓国など海外の方が多く押し寄せ

て手広くやっているという感じではなく、小規模でやっているというのが特徴です。

県内の民泊の宿泊者は、スキーなどで来る方が多いわけではないようでした。宿泊人数は2、3人、宿泊日数も2、3日で帰る、あるいは、次の宿泊先へ移るという形です。

こういった状況ですので、旅行会社と提携してお客さんと呼んで、泊めるという形ではないようです。

○ 生田委員

分かりました。

○ 笹尾特別部会長

他にいかがでしょう。

○ 大澤委員

住宅宿泊事業の現状の届出31件というのは、公表できますか。

誰が何をやっているというのが分からないとすれば、八幡平市のどここのAさんならAさんというの分からないと。公表しない限り住所から何から一切分からないでしょう。

県の方では公表するかどうかということなのです。この委員会の中で公表してもらえるかどうか。新聞で公表するという意味ではないですよ。

○ 事務局

公表する資料は、今日は用意しておりませんでした。

○ 大澤委員

いいですよ。

別に悪用するわけではないけれども、私たち委員に情報を渡してもらえるかということです。

どういうところで何をやっているかということは知っておかないと。あとは知りませんでしたで、こういう会議を何回やっても。私はただ、八幡平とか一関とか北上でやっていると話だけは聞いているけど、誰がやっているか分からないよと。

そういうことになるので、次回あたり公表してもらえれば。

○ 事務局

分かりました。

## (2) 住宅宿泊事業法の概要

○ 笹尾特別部会長

それでは、「(2) 住宅宿泊事業法の概要」について、事務局から説明願います。

(事務局：資料2により説明)

○ 笹尾特別部会長

ありがとうございました。

ただいまの説明に関して、ご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

○ 田村専門委員

先程大澤委員からご発言があった点を検討いただくにあたって、民泊を実施する住宅は標識を付けることになっているかと思っておりますので、法律の専門家としての助言としては、そのあたりを勘案して次回の会議の際に、民泊事業者の情報をご報告いただければというのが1点。

それからもう1点は、届出なのですが、おそらく国の方、観光庁の方は、届出というのは来れば自動的に受け付けるという立場だと思うのです。ただ、この特別部会においては、条例改正の要否を検討するということですので、条例の内容如何にもよろうかと思いますが、全国の自治体の中には、届出とはなっているけれども、むしろ許可に近いという場合が実際にあるのです。審査権が自治体側にあるという場合には、行政手続法第2条が適用になってきますので、届出とはなっているけれども、実質的には審査権があるので、届出であれば行政手続法第5条の適用ですが、そうではなくて行政手続法第2条の適用になるという考え方なわけです。この部分については、国とある自治体との見解が対立していると思うのです。このあたりについても、注意をして見ていただき、次回の会議までに、岩手県としてはどう考えるのかという方向性や考え方を見つけていただければと思いますので、ご検討いただければと思います。

○ 宮井専門委員

今のお話と少し関連しますが、観光庁が調査を行い、昨年11月22日に一覧表で公表しましたが、民泊に関する事前相談などについて、自治体に改善要請をするという内容だったかと思えます。

岩手県の関係では、何かあったのでしょうか。

○ 事務局

岩手県におきましては、必要以上の書類の提出を事業者に要求するというような、国が指摘する内容は行っていません。

○ 宮井特別委員

分かりました。

○ 田中専門委員

先程、岩手県内の届出が31件との説明がありました。

住宅宿泊管理業者は、もう1件でも2件でも登録されたところはあるのでしょうか。

○ 事務局

県の方では、住宅宿泊管理業者の登録はしていませんが、国のホームページを見ますと、盛岡市内に1件あります。

- 田中専門委員  
それは、不動産会社ですか。
- 事務局  
不動産会社です。  
1件だけと把握しております。
- 田中専門委員  
ありがとうございます。
- 笹尾特別部会長  
他はいかがでしょうか。
- 生田委員  
つかぬことをお伺いしますが、例えば、騒音とかごみとか業務上よからぬことがあった場合、業務停止や指導などを行うのは皆さんなのですか。
- 事務局  
広域振興局保健福祉環境部に環境部門があり、そこがやります。  
実質、保健所と二枚看板の部署です。
- 生田委員  
分かりました。
- 笹尾特別部会長  
他にいかがでしょうか。
- 田村専門委員  
旅館業法の改正が住宅宿泊事業法の施行と同時に施行になっていますので、旅館業と住宅宿泊事業の差がなくなっていると思うのです。  
その中において、旅館業法の適用があるものなのか、それとも住宅宿泊事業法の対象になるか、限界事例が出るかと思うのです。このあたりも運用上、注視していただければと思います。

(3) 住宅宿泊事業法施行条例の概要

- 笹尾特別部会長  
それでは、「(3) 住宅宿泊事業法施行条例の概要」について、事務局から説明願います。

(事務局：資料3-1及び資料3-2により説明)

- 笹尾特別部会長  
ありがとうございました。  
それでは、ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等がございましたら、よろしくお願ひいたします。
- 大澤委員  
今の説明の内容については、届出があった31の住宅宿泊事業者へ説明しているのですか。
- 事務局  
県内の住宅宿泊事業の届出は31件ですが、そのうち、条例による制限がある区域に届出住宅がある事業者というのは5者でございまして、その事業者に対しては条例が公布された後に、条例の制限があるということを説明いたしております。  
そのうえで、規則等に規定された、条例による制限の適用除外のための具体的な手続きについて、この5者に順次説明をしております。条例施行前に届出をした事業者については、2月1日から6か月という経過措置の期間があるのですが、経過措置期間の後、つまり8月1日以降に平日も営業をすることを希望する場合に必要な手続きについて、説明を順次しているところです。
- 大澤委員  
31件のうちの何件かはさて置いて。それ以外の人にも、この説明はしているわけですね。この、今我々に説明した分についての説明はしているわけですね。このような適用除外があるといったことについて。  
このことについては、先程話がありましたが、振興局に権限があるということですね。
- 事務局  
そのとおりです。
- 大澤委員  
保健所長ではなくて、振興局長の権限ということですか。
- 事務局  
そのとおりです。振興局長が決定権限を持っております。
- 田村専門委員  
地域保健法という法律がありまして、保健所長が行う業務については、その適用にかかるものでなければならぬということだったかと思ひます。
- 大澤委員  
旅館業とは、はっきり言って相当の開きがあるのです。旅館業の方はしぼりがきついのです。民泊事業は、意外と緩やかなのですね。

そうではあるけれども、どこの県も同じだから同じようにやろうというような話になるのか。岩手県の環境についてはこうだから、少し制限するという考え方はあるのでしょうか。

○ 事務局

条例を制定した理由は、民泊の実施による生活環境の悪化が生じることを防ぐことです。条例において制限を行う区域と期間を設けましたので、法律上は年間 180 日まで民泊を実施できるのですが、県内では、学校周辺であれば年間約 110 日に、住居専用地域であれば年間約 60 日に、民泊を実施できる期間をそれぞれ制限しています。

ただし、生活環境の悪化の防止にきちんと配慮すると認められる場合には、条例の制限区域においても、法律上の上限である年間 180 日まで民泊をやっているというところが条例の規定となっています。

○ 大澤委員

私に言わせると、建前と本音の違いだと思います。

○ 事務局

旅館業と民泊では、法律の規定が違っています。旅館業は許可が必要ですが、民泊は届出をすればできます。旅館業と民泊とは、そもそも違う宿泊形態ということになります。これは、田村先生は東京の方でこういったことに関わっておられたわけですが、背景として、全国の大都市圏をイメージに置いて、岩手がそういう状況にあるかどうかということは関係なく、海外からの旅行者、インバウンドの方々を中心に需要があるという前提で民泊の法律ができております。

法律ですから、全国適用になるのですが、法律による全国一律の規定だけでは合わない地方もあるだろうし、あるいは、京都のような観光の先進地の場合は、既にトラブルが起きている。そういった部分に配慮するために、都道府県が条例で制限することができるということを法律の中に規定した。条例の規定は都道府県の考え方かという、観光庁の最近の動きを見ると必ずしもそうではなく、それは過剰な制限だというような観光庁の動きもありますし、規制改革推進会議においては、自治体に於ける民泊の届出の手続きが厳しすぎるのではないかという意見があります。

インバウンドの関係で言いますと、個人客というよりは団体で、岩手の場合は台湾が中心ですが、台湾、中国、韓国というあたりから団体客として来ている例が圧倒的に多いわけですが、岩手の場合にはどうかという、先程事務局の方からご説明いたしましたとおり、民泊が活発になってきているという状況にはまだないと理解しております。

ですから、どの辺で調和を取るかというのがこの条例の目指したところでございますので、今後の状況がどうなっていくのかというのは、私どもの方としてはあまり想定ができかねる部分がありますので、条例において見直しの必要があるのであれば3年後の見直しを行う旨規定しているため、その部分を委員の皆様のご意見を伺いながら検討していくこととしていただいております。

○ 生田委員

条例が施行されたことや、今後の条例見直しの検討についてご説明いただきましたが、先程 31 件の事業者がおって、その中の 5 件が条例の制限区域にあり、その方々に対しては説明をなさっている



ということでした。

条例については、全ての事業者に周知しなければいけないと思うのですが、その周知の方法をどのように考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

○ 笹尾特別部会長

いかがでしょうか。

○ 事務局

31件の事業者のうち、条例の制限区域ではない事業者に対して条例についての説明を行った場合、混乱させてしまうのではないかと考えています。

条例の制限区域ではない事業者については、法律の規定に基づき、生活環境の悪化を防止するための措置を講じていただくこととなります。もちろん、そのことに係る指導はしますけれども、条例による制限やその適用除外の手続きには該当しませんので、条例についての説明は、制限区域内の5者のみを対象と考えております。

今まで届出があった事業者に対する周知と、今後新たに届出を行う事業者への周知については、対応について考えたいと思います。

○ 生田委員

届出をした人だけに対しての周知を考えていらっしゃるということですか。

○ 事務局

そのとおりです。条例の制限が適用されるか否かは、届出をした住宅が学校周辺にあるのか、住居専用地域にあるのかということによりますので、その点については、届出を受ける際に確認しながら、制限がかかる区域に住宅があるのであれば、「条例では、あなたが民泊をやろうとしている区域では制限がかかりますが、これに対する適用除外という仕組みもあり、適用除外の認定を受けるためには周辺住民への説明などの手続きが必要です」というところを丁寧に説明した上でやっていきたいと思っています。

○ 宮井特別委員

事業者へそういう説明をすることは良いと思うのですが、経過措置の6か月間については、条例の制限区域内の5者が民泊を行うことについて、行政から住民は何らかの説明を受けるのですか。

条例では、確かこの区域では民泊の制限があるはずなのに、実際には制限なく民泊をやっているわけですね。ですから、特に問題は起きないと思うのですが、事業者への対応だけではなくて、住民向けの行政の対応をどう考えるかというところはあると思います。

○ 事務局

条例の制限区域において民泊を行っている事業者について、行政から周辺住民へ個別にその旨を説明するということはいたしません。

なお、条例の制限区域において適用除外の認定を受けた事業者については、条例及び規則において、

ホームページ上でその旨を公表することとされています。

○ 大澤委員

条例の制限区域の5者というのは、学校周辺に該当するのですか。住居専用地域ですか。

○ 事務局

5者のうち4者までは住居専用地域に該当しています。そのうち1者が児童福祉施設の周辺という要件にも重複して該当しています。

学校周辺は、5者のうち1者だけという状況です。

○ 大澤委員

あと1つ、旅館業との関わりできついのは警察なのです。警察から年に2回位、盛岡に呼ばれます。毎年同じことのために、8時間位拘束されます。

民泊について、万が一、暴力団関係者が「こういうふうにやりますのでよろしくお願いします」と届出にきた場合、県はその点のチェックが出来ますか。警察は暴力団を排除しますので、警察と連携しなければならないと思いますが。

○ 事務局

民泊の届出があった事業者が暴力団関係者である場合、法律の欠格事項に該当するので民泊は出来ないということになります。

民泊の届出があった際には、県警にその事業者が暴力団関係者であるか否かを照会し、暴力団関係者ではないことを確認した上で、届出を受理しています。

○ 大澤委員

我々旅館業者は、食品関係で、何年か置きに保健所から「しっかりやってください」と言われます。我々の場合は保険を掛けているのです。宿泊者が下痢をしたということがあっても、旅館の場合は必ず保険を掛けていますので、それで手当する。例えば、1週間病院に入院したとするとその手当を出したり、病院代を出したりという部分に保険を充てます。

ただ、民泊事業は全くそういうことはなしなのです。簡単に許認可を出すのだろうけれども、その後のことをどうするかということが問題なのでしょう。田村先生ならば分かると思うけれども、難しい。

○ 田村専門委員

今のお話と関連するのですけれども、条例改正を考えると、他の自治体では、家主居住型と非居住型を分けて規定しているところもあります。これは、今お話にあったように、宿泊者の安全を考えてのことなので、このあたりも今後検討する必要があるかもしれません。

○ 大澤委員

そうなのですよ。

○ 田村専門委員

ですから、条例改正にあたってそういう部分の必要性があるのかどうかですね。そのあたりも事案を見ながら検討課題にしていくのも1つの考えではないかと思います。

それから、併せて1つ、資料の3-2の方ですけれども。条例の適用除外の認定について、付近住民の方ですが、50メートルにしろということではないのですが、似たような制度を他法令に求めるとすれば、用途地域の建築基準法の48条による特例許可があるのです。あれは確か、昭和48年位に規定されたと思うのですが、大体50メートルの範囲にポスティングどうするというのが、実際実務になっていますので。その50メートルがいいということではなくて、この法律条例の趣旨に従って、どの範囲の方にそういった説明会等の周知をするか、その基準は立てておかれた方がよろしいかと思っています。

○ 事務局

委員から今お話があった部分につきましては、いろいろ他制度を確認いたしまして、外国人宿泊施設、いわゆる特区民泊の国の省令の規定を参考にいたしました。敷地が接している場合には当該住宅の住民が、道路等で隔てている場合は敷地と敷地が10メートル以内の距離の住宅の住民が、事業実施に係る事前説明の対象であるということが特区民泊の規定であり、特区民泊の規定を参考に、認定の基準として要綱で定めて公表いたしました。

○ 田村専門委員

分かりました。基準が定まっていれば、それで良いと思います。

○ 笹尾特別部会長

他にないでしょうか。

○ 田中専門委員

先程大澤委員の方から、食中毒の問題ですとか、いろいろお話がありました。

これは私の経験上も、民泊の限界みたいなものもあると思ひまして、もうブラックなのかグレーなのかということを考えると、かなりブラックに近いという位置付けもあるのです。民泊は難しいので、簡易宿所の許可を得ようということで、次の段階へ進んでいくわけなのですけれども、私は、一関の方でそういう活動をしていまして、先程一関で7件民泊の届出があるという説明がありましたが、私どものルートを何らかの形で経由してきた方々が含まれているのです。というのは、会の趣旨としては、最終的には簡易宿所の許可が取れる位のスキルを持ってもらいたいということがあるためです。それが結局、周りに与えるインパクトというのもあるのです。「あそこができるなら、うちも」ということなら、良い波及効果も期待できますし。

先程話題が出ましたが、民泊の場合は基本的には食事は提供しないので、自己責任で調理するなり何か買ってきてそれを食べる。その中においては、自己責任なのですけれども、宿泊者の保護という観点からは、例えば賠償責任保険であるとか、そういったものは加入してくださいよ、ということを行っています。そういう専門の保険があります。

あとは、民泊の中でよくやるのは、何かイベントをやったりということがあります。農泊などの場合は、農業体験が入ってきたりすると、お互いにリスクを背負うのです。農機具でケガをした、あるいは実際にあったのですけれども、夜中にこっそりトラクターを動かしてひっくり返して壊してしまったとか。民泊の中でも農泊というのは、そういう危険性もはらんでいるものですから、特にその辺を精査して、受け入れるときには必ずそういう保険加入するというような形としています。

あるいは、環境の配慮もしかりなのですが、「皆さん、来たときより帰ったときの方がきれいになっているようにしてください」という位のつもりで、民泊に関しては勧めています。それが私どものやり方です。団体客をワッと受け入れて何かすればいいというのが、一番トラブルの原因になってくるので。

国、県、宿泊事業者があるわけですが、その間で、情報の周知であるとか、紹介であるとか、管理とまでは言わないですけれども、「それは、まずいのではないですか」とか、そういったことを私どもは目的としていますので、都会とはまた違った形のやり方です。

管理業者ではありませんので、例えば消防法などの適用についてもいろいろあつたりするので、そういう情報提供をしたりとか、実際に消防署に行って許認可についての確認を求めたりとか、そのあたりもやります。そういったところをくぐり抜けてきた一関の方々がほとんどだと思います。今後もそういうふうにしていきたいと思っています。長く話してしまい、済みません。

○ 大澤委員

民泊事業の場合も、消防法の対応が必要なのですよね。

○ 事務局

そのとおりです。

○ 大澤委員

消防法のいろいろな対応。あれは、えらくお金が掛かりますからね。消火栓を作れとか、何が必要、これが必要という。意外と消防法というのはきついのですよ。

○ 田中専門委員

きついですね。

○ 大澤委員

きついのですよ。お金の掛かることをやれやれと言う。消防でお金を出してくれるのかと言うと、「いや、私たちはただ言うだけで出しません」。よくも言えるものだなと思いますけれど。私も消防と1回喧嘩したことあるのですよね。「あなた方、言うのは簡単だけれども、出すのは我々でお金が掛かるのですよ」と。「あなた方、3分の1とか2分の1とか補助しますか」と聞いたならば、「済みません、私たちは言うだけです」と。

だから、民泊事業も、消防が入ってくると多分きつくなるでしょうね。

○ 事務局

民泊は、不特定多数の方を泊める事業ですので、届出に当たっては、消防法令適合通知書の写しの提出を求めています。このため、民泊をやろうとする方は、最寄りの消防に行って、消防法令適合通知書の交付を受けるための手続きをすることが必要となります。

○ 大澤委員

だんだんきつくなってきますね、こういう話になると。

○ 田中専門委員

集合住宅や旅館については、大きな火災があるたびに、消防法の関係については厳しくなったり、査察が入ったり必ずしますので。

○ 大澤委員

そうなのですよ。広島で何年か前に火事があったときに、私の所に、北上の消防と組合が来ました。広島で火事があったからといって、岩手県の北上の消防と組合がなぜうちに来なくては駄目なのかと、私は文句を言いました。それで喧嘩したことがあったのですよ。「一応見に来ましたので」ということでした。1年に1回来ているのだから、分かるだろうと言ったのですけれども。ただ、大きい火事があると必ず来るのです。

○ 田中専門委員

そうですね。

○ 大澤委員

民泊は、何もなくて10年やって終わったとなればいいでしょうけれども。無期限でしょう。やりたい人は、20年やっても30年やってもいいわけです。

○ 田中専門委員

民泊を始められる方で、やはり一番最初に相談に来られるのが消防法なのです。消防署に行ったらこういうふうに言われたと。例えば、火災報知器も連動型のを付けなければいけない。一般家庭用のものでは駄目だ、業務用のものを使いなさいと。消防署にいろいろ問い合わせをして、申請書があるのですけれど、申請書を見る限り業者しか書けないような形なのです。「これは、本当にそうなのですか、消防法にこういう規定はあるのですか。総務省で調べたけどないのですけど」と聞くと、いや実は、配線を要するものとか配管を要するものは、防災士などの資格がある業者でなければいけないのですが、ワイヤレスのものだったら個人で付けて構わないのですと。そうすると部品代だけで済むわけですね。でも、そういうことは、どこにも書いていないのですよ。そうしたことについて、指導を受けながら、適法な場所、位置に取り付けて検査を受ける。そうすると、一関の場合は、書類も書き方までちゃんと消防が教えてくれるのです。この書類には、ここにこういうふうには書きなさい、ああいうふうには書きなさいと教えてくれるのです。今までは、業者さんに頼んで10倍のお金を払っていた方もいるのですよ。そうすると、みんなそこでもう引いてしまう、あきらめてしまう。そうす

ると、せっかくこういう条例が出来ても生きないわけですね。

そういう隙間ではないですけど、そういうところを精査しながら運用していく必要もあるので。そういうところはやはり、先程も言いましたように、グレーなこととホワイトのことの両方を経験しているので、おっしゃることはよく分かります。

○ 笹尾特別部会長

ありがとうございます。

それでは、時間の方が約束の時間に近づいてまいりましたので、報告事項については以上にさせていただきます。

6 その他

○ 笹尾特別部会長

その他について、皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、審議等については終了させていただきますので、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

どうもありがとうございました。

7 閉会

○ 吉田生活衛生担当課長

本日は、委員の皆さまから貴重なご意見をたくさんいただきました。宿題もいただきましたので、その点につきましては検討いたしまして、対応していきたいと思えます。

また、3年を目処に条例の内容について見直しを検討していくこととしており、いただいたご意見を踏まえて検討していきたいと思えますので、引き続きよろしくお願ひします。

以上で、本日の環境審議会住宅宿泊事業特別部会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。